［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛省定員規則の一部改正）

第八条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。			（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	一九、五一七人	うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。	本省	一九、五一四人	うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、四一八人		防衛装備庁	一、四一〇人	
合計	二〇、九三五人		合計	二〇、九二四人	

（防衛装備庁施設等機関組織規則の一部改正）

第九条　防衛装備庁施設等機関組織規則（平成二十七年防衛省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　施設等機関 第一節～第三節　［略］ 第四節　次世代装備研究所（第二十九条―第三十九条） 第五節　千歳試験場（第四十条・第四十一条） 第六節　下北試験場（第四十二条・第四十三条） 第七節　岐阜試験場（第四十四条・第四十五条） 第二章　雑則（第四十六条） 附則	目次 第一章　施設等機関 第一節～第三節　［同上］ 第四節　電子装備研究所（第二十九条―第三十七条） 第五節　先進技術推進センター（第三十八条―第四十一条） 第六節　千歳試験場（第四十二条・第四十三条） 第七節　下北試験場（第四十四条・第四十五条） 第八節　岐阜試験場（第四十六条・第四十七条） 第二章　雑則（第四十八条） 附則
（システム研究部の所掌業務） **第十七条**　システム研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。 一～三　［略］ 四　理化学器材及び衛生資材に関すること。 五　放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に関すること。 六　前各号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。	（システム研究部の所掌業務） **第十七条**　システム研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。 一～三　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。